

論文審査の結果の要旨

氏名 三瀬利之

三瀬利之氏の論文、『帝国の民族誌 ― ジェントルマン官僚の英領インド国勢調査と植民地人類学の研究』の目的は、これまで、文化人類学の歴史において低く評価されてきた、植民地行政官の人類学的な学術調査活動を再検討し、彼らの実態と、その特質、その歴史的意義を明らかにするものである。三瀬氏は、イギリスやインドの公文書館、図書館などで、国勢調査や民族誌調査に関連する、公文書、未公刊資料、マニユスクリプト、政府公刊物、書籍、パンフレット、新聞、学術雑誌などを、1999 年以來、12 年かけて通覧し、一次資料を得た。これらには、省庁や政府委員会の報告書、行政上の通信・指令・機密文書、官僚年鑑、民間団体の議事録なども含まれる。ことに、インド国立公文書館所蔵の、内務省の「稟議」段階の内部資料は、これまで十分に注目されてこなかったものであるが、それらを新たに掘り起こして分析に加えた。

本論文は、序論、8 章からなる本論、そして結論、Appendix、文献表から成る。

序論では、本論の目的と構成が述べられるが、上記の文献を研究対象とすることが文化人類学としては特異であることの説明がなされる。第1章では、インドにおける国勢調査というものが単なる人口統計の集計ではなく、社会調査であることを述べる。これまで、そうした国家的事業が、オリエンタリズム的なインド認識を助長するもの、分割統治の道具、また、植民地主義の自己肯定的な産物、とステレオタイプでとらえられてきたが、その資料の内容からは、多様さや多彩さに富んだ、優れた調査であったことを述べる。第2章では、そうした行政官たちの学術的調査活動が生まれた歴史的背景と、文書統治の特徴と実態が明らかにされる。第3章では、そうした調査がどのような体制とインフラストラクチャーによってなされたかを述べ、文書によって記録することの正確性、その本質性が論じられる。第4章では、この国家プロジェクトがどのような指揮系統と組織によって行われたかということ、たとえば、「カースト」関連事案についての意志決定のプロセスを精査することによって明らかにし、調査機構の内実を浮き彫りにする。

後半の第5章以降は、前半においてその背景と外在的な要因を明らかにしたジェントルマン官僚の持つ内在的な性格と、そうした個人の人物像を描くことで、彼らの学的な特質を分析する。第5章では、彼らの社会的な出自や価値観、倫理観を見ることで、行政活動の中での調査というものの、彼ら自身にとっての、意味づけを探る。第6章では、Herbert Risley という19世紀後半にインドで行政官として調査の任に当たった人物

を取り上げ、その経歴の検証を通じて、彼ら行政官人類学者の学術活動が、当時のアカデミズムの理論とどのような接点を持ち、そこからどのような独自のパラダイムとスタイルが生まれたかを論証する。第7章では、前章で取り上げた Risley と、知的な交流、影響、批判関係にあった行政官人類学者たちを複数取り上げ、そのインドにおける行政官人類学の形成を読み取る。第8章では、この調査へのインド社会からの対応について論じる。それは、調査の忌避から始まり、逆に「カースト」調査に応じて地位を上昇しようとする試みにまで進む。著者は、こうした歴史的変遷から、カーストをインド社会の本質的要素ととらえるか、植民地主義的構築物ととらえるかの二者択一的な構図自体を批判する。

結論では、いままで等閑視されてきた、行政官人類学者たちの知の特質、彼らの組織の中でのあり方を総括し、彼らの仕事が学術的な研究として十分に評価されることを主張する。そして、そこから、官僚制、「帝国」という高度な次元に対して、本論文の寄与しうる点とその展望が述べられる。

審査では、以下のことが討議され、また確認された。行政官人類学者のジェントルマン官僚というあり方がイギリス社会における階級のあり方と強く結びついている点に関して質疑が行われ、この国勢調査が、支配階層の周辺的存在という社会的ポジションにあることで、自己の努力によってその階級的地位を維持しようとする動機を持つこととなる知的エリート層による、膨大な努力の集積であること。また、こうした国家的なレベルの事業と在地社会との関係についての質疑からは、今後この研究が展開しうる方向がローカルなレベルにもあること。また、植民地主義と「帝国」ということが必ずしも常に言い換え可能ではないことから、本論文のタイトルの「帝国」の意味するところが問われ、近代における「帝国」をさらに普遍化した政治体として考えて行く課題が残っていること、が確認された。

審査を通じて、前記の内容を持つ本論文は、以下の四点において、文化人類学に対する貢献が顕著であることが明らかになった。第一に、膨大な文献を渉猟し、そこから出てきた資料によって、インド帝国の国勢調査の重要な側面を描き出したこと。第二に、そうした国勢調査の相貌を明らかにする中で、ジェントルマン官僚と呼べる人々が果たした役割と成果を明らかにし、現在の文化人類学の前史を鮮やかに提示したこと。第三に、そうした行政官人類学者たちを、植民地主義の公的な代弁者、ととらえるのではなく、彼らの仕事を精査することで、そこに実証性、客観性、後の社会人類学を先取りするような先見性を見だし、彼らを忘却と不当な評価から救い出したこと。第四に、「帝国」といった大きな枠組みに、たとえば本論文では、分権的な性格を抽出するなど、マ

クロ人類学的な研究の可能性を示唆したこと、である。

むろん、その対象の大きさゆえに、本論文にはやり残したことがらがあり、また分析にも精粗はあるが、本論文の持つ価値は、現時点においても格段に高いものがあり、本論文は文化人類学の研究に対して重要な貢献をなしていると判断された。したがって、本審査委員会は、全員一致で、本論文提出者は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。